

# 日光市建築物耐震改修促進計画 (第3期計画)

令和3年度～令和7年度

令和3年(2021年)3月

日 光 市

# 目 次

## ○ はじめに

- 1. 計画策定の背景・目的 ..... P1
- 2. 位置づけ ..... P2

## I. 基本事項

- 1. 対象区域・対象建築物 ..... P3
- 2. 計画期間 ..... P4
- 3. 想定される地震の規模・被害状況 ..... P5

## II. 耐震化の現状

- 1. 住宅の耐震化の現状 ..... P6
- 2. 防災上重要な市公共建築物の耐震化の現状 ..... P8
- 3. 民間特定建築物の耐震化の現状 ..... P9

## III. 耐震化の目標

- 1. 目標設定の基本的な考え方 ..... P12
- 2. 住宅に関する耐震化の目標 ..... P13
- 3. 防災上重要な市公共建築物の耐震化の目標 ..... P14
- 4. 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標 ..... P14
- 5. 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の目標 ..... P14

## IV. 耐震化の促進

- 1. 基本的な取り組み方 ..... P15
  - (1) 耐震化を推進するにあたっての課題
  - (2) 耐震化の促進を図るための基本的な考え方
  - (3) 耐震化の促進への取り組み方針
- 2. 取り組むべき主な施策 ..... P16
  - (1) 木造住宅の耐震化
  - (2) 防災上重要な市公共建築物の耐震化
  - (3) 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化
  - (4) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化

## V. 耐震化に係る総合的な施策の展開

- 1. 普及・啓発・指導 ..... P18
  - (1) 相談体制の整備及び情報提供の充実
  - (2) 改正耐震改修促進法に基づく指導
- 2. 耐震化に対する支援策 ..... P20
  - (1) -1 木造住宅耐震化促進事業
  - (1) -2 民間特定建築物耐震対策緊急促進事業（要緊急安全確認大規模建築物）
  - (2) 耐震アドバイザー派遣事業
  - (3) その他（耐震改修に係る税制）
- 3. 総合的な安全対策 ..... P21
  - (1) 建築物本体以外の地震対策
  - (2) 耐震化の促進に資する施策

## 1. 計画策定の背景・目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」では、これまでの想定をはるかに超える地震・津波により、一度の災害としては戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害がもたらされました。

また、平成 28 年 4 月に発生した「熊本地震」では、大規模地震が数回にわたり発生するとともに、震源が広範囲に広がるなど、これまでに例のない大規模地震となり甚大な被害をもたらしています。

さらに、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震の発生の切迫性が指摘され、東日本大震災を超える甚大な被害の発生が懸念されています。

こうした中、平成 25 年 11 月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断の義務化や耐震性に係る表示制度の創設など、建築物の耐震化を促進する取組が一層強化されました。

本市では、耐震改修促進法、建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）、栃木県建築物耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、平成 27 年 3 月に令和 2 年度までを計画期間とする「日光市建築物耐震改修促進計画（第 2 期計画）」（以下「旧計画」という。）を策定し、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできたところであります。

その結果、防災上重要な市公共建築物については一定の成果をあげられましたが、一方で住宅や多数の者が利用する建築物は、耐震化の進捗が遅れており、特に、これらの多くを占める民間の住宅や建築物に対する耐震化の促進が課題となっています。

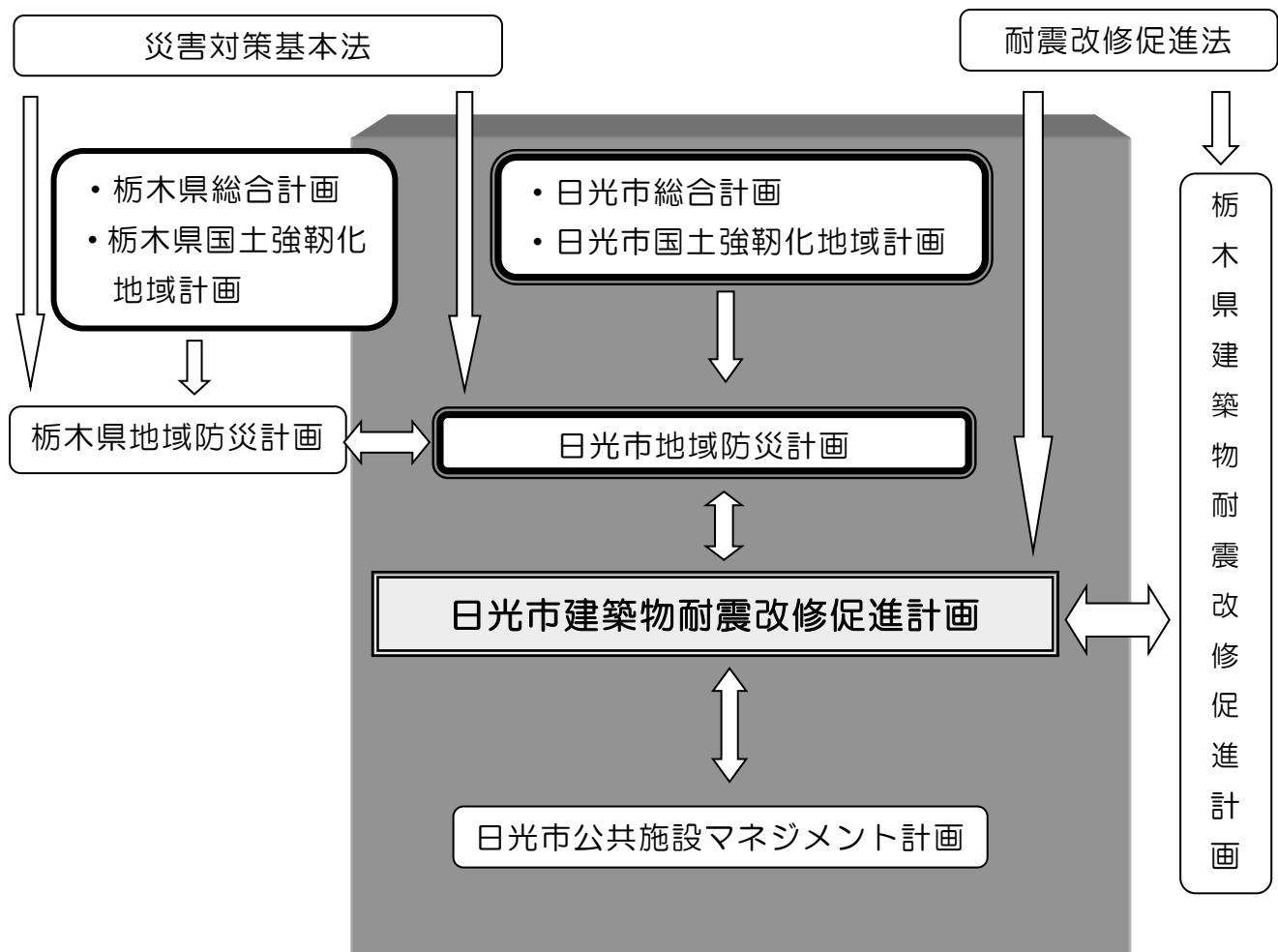
このため、耐震化の現状や課題を踏まえ、国の基本方針に基づき、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間とする「日光市建築物耐震改修促進計画（第 3 期計画）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

今後、本計画に基づき、住宅・建築物の一層の耐震化に取り組み、市民の安全・安心の確保に努めます。

## 2. 位置づけ

- 本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき策定するものであり、「栃木県建築物耐震改修促進計画」との整合を図り、「日光市地域防災計画」における建築物等の耐震化を促進するための計画として位置づけます。

### 【耐震改修促進計画の位置づけ】



## I 基本事項

### 1. 対象区域・対象建築物

- 本計画の対象区域は、日光市全域とします。
- 対象建築物は、原則として建築基準法(昭和25年法律第201号)における新耐震基準<sup>※1</sup>(昭和56年6月1日施行)以前に建てられた旧耐震基準<sup>※2</sup>の建築物のうち、次に示す建築物とします。

| 建物種類                         | 内 容                                                                                                                                                                                  | 備 考      |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 住 宅                          | ○ 戸建住宅、併用住宅、共同住宅、長屋                                                                                                                                                                  |          |
| 防災上重要な公共建築物                  | ○日光市地域防災計画に定める市の公共建築物<br>・ 防災拠点（災害対策活動拠点：庁舎等）<br>・ 医療救護施設（診療所・保健福祉センター等）<br>・ 応急対策活動拠点（消防署・消防団詰所等）<br>・ 避難収容施設（学校・文化・スポーツ施設等）<br>・ 社会福祉施設等（養護施設・高齢者施設）<br>※国、県及び他の地方公共団体が所有する建築物は除く。 |          |
| 民間特定既存耐震不適格建築物 <sup>※3</sup> | ○耐震改修促進法第14条に定める建築物                                                                                                                                                                  |          |
| 要緊急安全確認大規模建築物 <sup>※4</sup>  | ○耐震改修促進法附則第3条に定める建築物                                                                                                                                                                 | 診断義務化建築物 |

## 2. 計画期間

- 本計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。  
計画の実施状況等に関する検証や、法の改正等、必要に応じて計画の見直しを行います。

- 
- ※1 現行法の耐震基準は、昭和56年6月1日より導入。この基準は、建築基準法の最低限遵守すべき基準として、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度5強程度）に対して、構造体は無被害にとどめ、きわめてまれに遭遇するような大地震（震度6強程度）に対しては、人命に被害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。
  - ※2 現行の耐震基準（新耐震基準）を満たさない昭和56年5月31日以前の法令に基づく基準。  
阪神淡路大震災において、昭和56年以前に建築された現行の耐震基準に適合しないと考えられる耐震性不十分な建築物
  - ※3 耐震改修促進法で定められている一定規模以上の、不特定多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場、処理場などの建築物で、耐震診断改修の努力義務が生じる建築物（参照：資料編 P26 別表1）
  - ※4 耐震改修促進法で定められている一定規模以上の、不特定多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場、処理場などの建築物で、耐震診断を実施し、その結果を、平成27年12月31日までに、所管の特定行政庁に報告する義務が生じる建築物（参照：資料編 P26 別表1）

### 3. 想定される地震の規模・被害状況

○ 本計画で想定する地震の規模・被害状況は、「日光市地域防災計画」において想定した地震及び被害とします。

【想定地震における被害想定】

| 条 件      |       | 地 震 の 規 模 |        | 関谷断層地震（M7.5）・今市地震（M6.4） |           |
|----------|-------|-----------|--------|-------------------------|-----------|
|          |       | 時期及び時刻    |        | 冬の早朝（４時）                | 冬の夕方（18時） |
| 人的<br>被害 | 死 者   | 建物倒壊による   |        | 46名                     | 37名       |
|          |       | 火災による     |        | 40名                     | 73名       |
|          |       | 計         |        | 86名                     | 110名      |
|          | 負傷者   | 建物倒壊による   |        | 8,530名                  | 6,554名    |
|          | 死傷者総数 |           | 8,616名 |                         | 6,664名    |
| 物的<br>被害 | 地震火災  | 焼 失       |        | 298棟                    | 717棟      |
|          | 建物被害  | 全 損       |        | 3,146棟                  |           |
|          |       | 全<br>壊    | 木 造    | 642棟                    |           |
|          |       |           | 非木造    | 12棟                     |           |
|          |       |           | 計      | 654棟                    |           |
|          | 全損壊数  |           | 3,800棟 |                         |           |
|          | 被害総数  |           | 4,098棟 | 4,517棟                  |           |

（日光市地域防災計画：第2編震災対策編第1章総則第3節地震被害想定より）

## Ⅱ 耐震化の現状

### 1. 住宅の耐震化の現状

市内住宅の耐震化の現状は、約 82%（令和 2 年度末）と推計されます。

住宅の耐震化率の算定については、「平成 30 年住宅・土地統計調査」をもとに、以下の方法により推計しました。

#### ① 平成 30 年住宅・土地統計調査※<sup>1</sup>における耐震化率の推計

ア) 昭和 56 年以前の住宅については、国土交通省の推計方式により推計しました。

イ) 昭和 57 年以降の住宅については、すべて耐震性はあるものとししました。

（単位：戸）

| 年代区分         | 総 数    | 木 造              |                          |                         | 非木造             |                         |                      |
|--------------|--------|------------------|--------------------------|-------------------------|-----------------|-------------------------|----------------------|
|              |        | 総 数              | 耐震性<br>あり                | 耐震性<br>なし               | 総 数             | 耐震性<br>あり               | 耐震性<br>なし            |
| 昭和 56<br>年以前 | 9,893  | (100%)<br>8,835  | (31.7%)<br>2,805         | (68.3%)<br>6,030        | (100%)<br>1,058 | (68.6%)<br>726          | (31.4%)<br>332       |
| 昭和 57<br>年以降 | 21,727 | 18,165           | 18,165                   | 0                       | 3,562           | 3,562                   | 0                    |
| 計            | 31,620 | (100%)<br>27,000 | (77.7%)<br>20,970<br>(a) | (22.3%)<br>6,030<br>(c) | (100%)<br>4,620 | (92.8%)<br>4,288<br>(b) | (7.2%)<br>332<br>(d) |

※ 1 「住宅・土地統計調査」：国の住宅に関する基礎的な統計調査です。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が 5 年ごとに実施している。（令和 2 年 10 月時点での最新情報は、平成 30 年度の住宅・土地統計調査である。）

#### 【平成 30 年住宅・土地統計調査に基づく耐震化率】

| 住宅総数     | 耐震性を有する住宅<br>(a) + (b) | 耐震性を有していないと<br>思われる住宅<br>(c) + (d) |
|----------|------------------------|------------------------------------|
| 31,620 戸 | 25,258 戸 (79.9%)       | 6,362 戸 (20.1%)                    |



## ② 現状（令和２年度末）の耐震化率の推計

- ア) 令和２年度の住宅数は、平成２５年住宅・土地統計調査結果及び平成３０年住宅・土地統計調査より推計するものとします。
- イ) 昭和５６年以前の住宅は建替などにより減少するものとします。
- ウ) 昭和５６年以前の住宅の耐震改修が進むものとします。

（単位：戸）

| 年代区分        | 総 数    | 木 造              |                          |                         | 非木造             |                         |                      |
|-------------|--------|------------------|--------------------------|-------------------------|-----------------|-------------------------|----------------------|
|             |        | 総 数              | 耐震性<br>あり                | 耐震性<br>なし               | 総 数             | 耐震性<br>あり               | 耐震性<br>なし            |
| 昭和５６<br>年以前 | 9,687  | (100%)<br>8,667  | (37.1%)<br>3,213         | (62.9%)<br>5,454        | (100%)<br>1,020 | (65.3%)<br>666          | (34.7%)<br>354       |
| 昭和５７<br>年以降 | 21,905 | 18,909           | 18,909                   | 0                       | 2,996           | 2,996                   | 0                    |
| 計           | 31,592 | (100%)<br>27,576 | (80.2%)<br>22,122<br>(a) | (19.8%)<br>5,454<br>(c) | (100%)<br>4,016 | (91.2%)<br>3,662<br>(b) | (8.8%)<br>354<br>(d) |

### 【令和２年度末時点の耐震化率の推計】（概数）

| 住宅総数     | 耐震性を有する住宅<br>(a) + (b) | 耐震性を有していないと<br>思われる住宅<br>(c) + (d) |
|----------|------------------------|------------------------------------|
| 31,592 戸 | 25,784 戸 (81.6%)       | 5,808 戸 (18.4%)                    |

### 平成３０年度の耐震化率

【住宅総数 31,620 戸】

|                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 耐震性あり 25,258 戸 (79.9%) | 耐震性無し 6,362 戸<br>(20.1%) |
|------------------------|--------------------------|

### 令和２年度の耐震化率

【住宅総数 31,592 戸】

|                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 耐震性あり 25,784 戸 (81.6%) | 耐震性無し 5,808 戸<br>(18.4%) |
|------------------------|--------------------------|

## 2. 防災上重要な市公共建築物の耐震化の現状

防災上重要な市公共建築物の耐震化の現状は、約95%です。

- 日光市地域防災計画に定める防災上重要な公共建築物は、267棟あります。
- そのうち、以下の表に示すように、耐震性があるものが、254棟あり、耐震化率は95.1%になります。

(単位：棟)

| 建築竣工年次          | 総 数 | 耐震性の有無               | 棟数  |
|-----------------|-----|----------------------|-----|
| 昭和56年以前に竣工した建築物 | 62  | (a) 耐震診断の結果問題がないもの   | 4   |
|                 |     | (b) 耐震補強を実施済みのもの     | 45  |
|                 |     | (c) 耐震補強が未実施のもの(診断済) | 2   |
|                 |     | (d) 耐震診断が未実施のもの      | 11  |
| 昭和57年以降に竣工した建築物 | 205 | (e) 全て耐震性がある         | 205 |
| 計               | 267 |                      | 267 |

(令和2年10月現在)

市地域防災計画に定める防災上重要な市公共建築物

- ①災害対策活動拠点 市役所本庁・各行政センター
- ②医療救護活動拠点 診療所・保健福祉センター
- ③応急対策活動拠点 消防署・消防分団詰所
- ④避難収容施設 学校・文化会館・体育館
- ⑤社会福祉施設 養護老人ホーム・高齢者生活福祉センター・保育園等

| 総 数  | 耐震性を有する建築物<br>(a) + (b) + (e) | 耐震性を有していないと<br>思われる建築物<br>(c) + (d) |
|------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 267棟 | 254棟(95.1%)                   | 13棟(4.9%)                           |

### 3. 民間特定建築物の耐震化の現状

民間特定建築物の耐震化の現状は、約 80%と推計されます。

#### ① 多数の者が利用する特定建築物

- 民間特定既存耐震不適格建築物のうち、多数の者が利用する民間建築物は、187棟あります。

(単位：棟)

| 特定建築物の用途  | 総数<br>(a) | 昭和 56 年<br>以前 (b) | 昭和 57 年<br>以降 (c) | (b)のうち耐震性<br>があるもの (d) |
|-----------|-----------|-------------------|-------------------|------------------------|
| 旅館・料亭・ホテル | 137       | 45                | 92                | 国の用途別推計値<br>による。       |
| 事務所・銀行・店舗 | 25        | 10                | 15                |                        |
| 劇場・病院     | 16        | 6                 | 10                |                        |
| 工場・倉庫     | 9         | 3                 | 6                 |                        |
| 計         | 187       | 64                | 123               | 27                     |

(令和 2 年 1 月 1 日現在 課税台帳)

※ 昭和 56 年以前の建築物で耐震性があるとしたもの((d)の値)は、国の推計方法に準じて算定しました。

※ 特定建築物の用途分類は、家屋課税台帳による分類としました。

#### 【多数の者が利用する民間特定建築物の耐震化率の推計】

| 総数<br>(a) | 耐震性を有する建築物<br>(c) + (d) | 耐震性を有していないと<br>思われる建築物<br>(b) - (d) |
|-----------|-------------------------|-------------------------------------|
| 187棟      | 150棟(80.2%)             | 37棟(19.8%)                          |

(※上記棟数は、課税台帳上からの棟数計上となります。)

② 危険物の貯蔵場・処理場

- 民間特定既存耐震不適格建築物のうち、危険物の貯蔵場等の建築物は、12棟あります。

【対象種別ごとの現状（対象数量以上を貯蔵・処理する建築物）】（単位：棟）

|           | 火薬類 | 消防法に基づく危険物 |
|-----------|-----|------------|
| 総 数       | 3   | 9          |
| 昭和 56 年以前 | 3   | 7          |
| 昭和 57 年以降 | 0   | 2          |

（令和2年10月1日現在 消防本部予防課及び建築住宅課調べ）

③ 要緊急安全確認大規模建築物

- 耐震改修促進法の改正（平成25年11月）により、耐震診断が義務付けられる民間の大規模建築物（耐震改修促進法附則3条）<sup>※1</sup>は、本市においては12棟あり、その内10棟の耐震化が図られています。

これらの建築物は、不特定多数又は避難弱者が利用する大規模建築物で、地震で倒壊すると、甚大な被害が発生する恐れがあることから、建物の所有者は、耐震改修促進法に基づき、耐震診断を実施して、安全性を確認することが必要です。

※1 耐震改修促進法の改正に伴い、不特定多数が利用する大規模建築物等において、耐震診断を実施し安全性を確かめる義務が生じている建築物（詳細：資料編 P25）

④ 地震発生時に通行を確保すべき道路に面する建築物

- 市防災計画では、緊急輸送路（参照：資料編 P28 「資料2」）として、栃木県が指定した第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路補完路が指定されています。

- 栃木県では、減災ネットワーク道路として、極力市街地を通らないネットワーク道路の整備を進めています。そのような状況のなか、緊急輸送道路について、栃木県の耐震改修促進計画では、耐震改修促進法（以下「法」という。）第5条第3項第2号<sup>※1</sup>に基づく沿道の建築物に対しての耐震診断を義務化する路線として指定しないことなどから、本市における法第6条第3項第1号<sup>※2</sup>に基づく沿道の建築物に対しての耐震診断を義務化する路線の指定にあたっては、当面、指定をしないこととし緊急輸送道路を中心とした状況の把握に努めながら、道路管理者、栃木県とも連携をとりながら、その必要性を検討していきます。

---

※1 耐震改修促進法第5条第3項第2号 都道府県の耐震改修促進計画の中で、建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げる既存耐震不適格建築物について、耐震診断により安全性を確かめ、診断結果を報告させることについて期限を定めることができる。

※2 耐震改修促進法第6条第3項第1号 市町村の耐震改修促進計画の中で、建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げる既存耐震不適格建築物について、耐震診断により安全性を確かめ、診断結果を報告させることについて期限を定めることができる。

### Ⅲ 耐震化の目標

---

#### 1. 目標設定の基本的な考え方

国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）において、建築物の耐震改修は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とし、東海、東南海・南海地震における想定死者数や経済被害額を半減させるという目標を達成するための最も重要な課題としました。それを踏まえ国は、「住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 27 年度までに 90%にすることを目標としています。また、住宅については、新成長戦略（平成 22 年 6 月閣議決定）、住生活基本計画（全国計画）（平成 23 年 3 月閣議決定）、日本再生戦略（平成 24 年 7 月閣議決定）において、平成 32 年度までに耐震化率 95%とする目標を設定し、基本的な方針を定めております。

（国土交通省告示「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」）

また、次期計画において、国は住宅の耐震化率を令和 7 年度までに 95%とする見込みです。

栃木県においても、住宅・建築物の耐震化の目標を、国の基本方針に基づき、令和 7 年度までに 95%とすることを基本としました。

（令和 3 年 3 月策定「栃木県建築物耐震改修促進計画」）

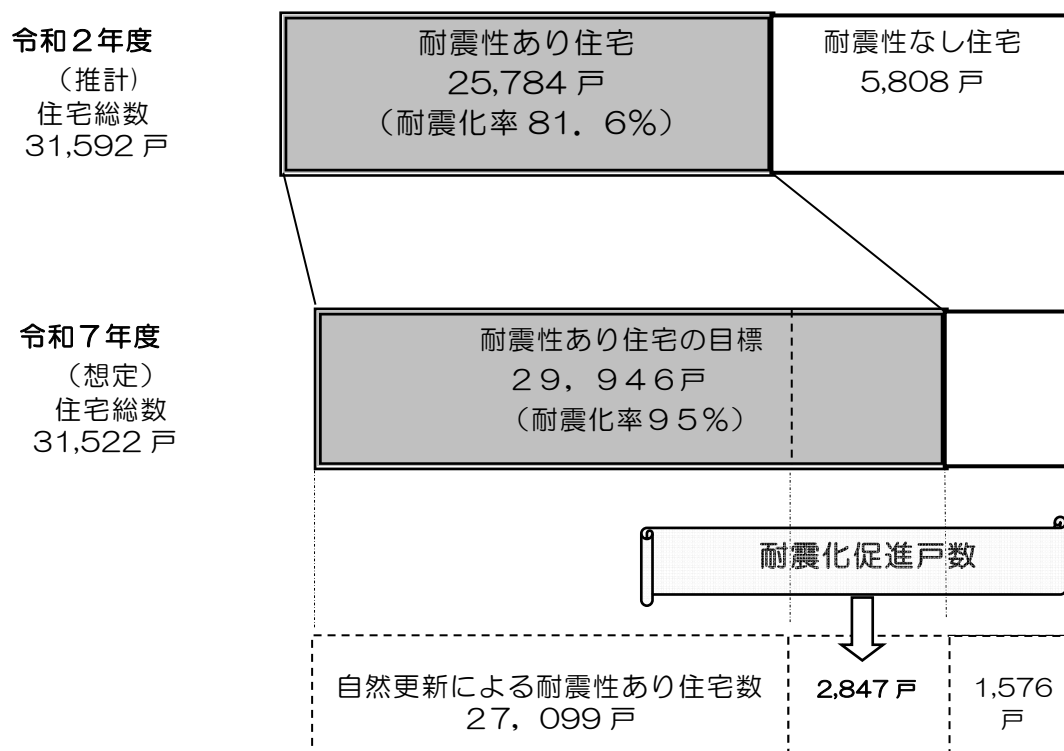
本計画では、基本的に国・県の目標との整合を図りながら計画を進めていきます。

## 2. 住宅に関する耐震化の目標

### (1) 耐震化率の目標

令和7年度における住宅の耐震化率は、95%を目標とし、令和12年度には、耐震性を有しない住宅はおおむね解消を目指します。

### (2) 住宅の耐震化の考え方



- 令和2年の住宅総数は、平成25年、30年の住宅・土地統計調査の実績による推計から31,592戸になると見込まれます。新築、改修、除却など、過去の実績と同様の進行（自然更新）を仮定した場合、目標年度である令和7年度における耐震化率は、86%となります。
- 耐震化率95%を目指すためには、2,847戸について直接支援や、広報・相談等の間接支援により耐震化を誘導する必要があります。
- また、耐震化されない住宅が1,576戸残ることになりますので、耐震診断の促進、家具の転倒防止対策等について普及啓発を行い安全性の向上を図ることとします。

### 3. 防災上重要な市公共建築物の耐震化の目標

防災上重要な市公共建築物のうち、耐震診断において、安全性が確保されない建築物について、計画的な耐震化を促進し、令和7度においてはおおむね解消を目標とします。

- 耐震性が確保されていない13棟について、建替え予定などの計画がなく、施設の長寿命化を図る建築物について、耐震化を計画的に進めていきます。

### 4. 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

民間特定既存耐震不適格建築物については、建築物の所有者等が耐震化の重要性を認識し主体的に耐震診断・耐震改修に取り組むよう積極的に働きかけます。

- 耐震改修促進法に基づき、耐震診断・耐震改修の努力義務が求められており、建築物の安全性を確保するうえで、積極的に耐震診断・耐震改修を誘導し、耐震化を促進します。

### 5. 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の目標

要緊急安全確認大規模建築物については、耐震改修促進法に基づき、耐震診断を実施し安全性を確認する必要があります。

耐震性がない建物所有者に対し、耐震改修に取り組むよう積極的に働きかけ、令和7度においてはおおむね解消を目標とします。

- 不特定多数が利用する大規模建築物については、建物倒壊等により甚大な被害が発生する恐れがあることから、建築物の耐震性は、確実に確保される必要があります。耐震性の無いと判明している建築物所有者に対し、積極的に耐震改修の実施を誘導し、耐震化を促進します。



## Ⅳ 耐震化の促進

### 1. 基本的な取り組み方

#### （１）耐震化を推進するにあたっての課題

##### ①所有者の認識等に関する課題

住宅・建築物の所有者自身が、地震発生の可能性や地震による被害の大きさ、自ら居住・利用する住宅・建築物の危険性を十分認識していないことが課題となっています。

また、高齢者世帯の場合は、長期的な安全性の確保に関心が低いこと等も課題となっています。

##### ②耐震化に関する情報や支援体制の不足に関する課題

耐震化の必要性についての認識があっても情報が不足しており、具体的にどのように耐震化を進めればよいか、どのような業者に頼めばよいのかなど、また、相談体制や支援体制が十分でないことが課題となっています。

##### ③耐震化に要する費用負担等に関する課題

耐震化の必要性については認識しているものの、年金等で生計している高齢者のように、所有者が耐震改修にお金をかけられないケースや、子育て等の他の出費を優先させるケースもあり、経済的な負担が課題となっています。

#### （２）耐震化の促進を図るための基本的な考え方

①住宅・建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、所有者自らが主体的に耐震化に取り組むことが基本となります。

②市は、市民の生命・財産を守るため、緊急性、公益性を十分に考慮しながら、適切な連携・役割分担の下に、情報提供、支援制度等、住宅・建築物の耐震化を効果的に促進する施策を進めます。

#### （３）耐震化の促進への取り組み方針

○主に取り組むべき施策は、以下に掲げるものとし、効率的かつ効果的な展開を図ります。

##### ① 木造住宅の耐震化

耐震性を有していない木造住宅について、耐震診断・耐震改修の促進を図ります。

## ② 防災上重要な市公共建築物の耐震化

防災上重要な市の公共建築物について、災害対策拠点としての機能を確保・維持するため、計画的な耐震化に努めます。

## ③ 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化

耐震診断の実施による安全性の確認及び、診断により安全性が確保されない特定建築物について、耐震改修を促進します。

## ④ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化

耐震性を有しない要緊急安全確認大規模建築物について耐震改修を促進します。

## 2. 取り組むべき主な施策

### (1) 木造住宅の耐震化

令和2年度時点で、耐震性を有していない木造住宅は約5,800戸あり、早急にその解消を図る必要があります。

そのために、住宅の所有者等、建築関係の専門家（建築士・工事施工者等）、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携を強め、耐震化を促進していくものとします。

本市では、平成20年度より木造住宅の耐震化促進事業により、国・県と連携しながら、耐震診断・耐震改修工事費用の助成制度を実施しており、継続実施するとともに、必要に応じ制度内容の見直しを図ります。また、住宅の耐震化をより強力に推進するため、「日光市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下、「アクションプログラムという。」）」を策定します。

アクションプログラムには、住宅の耐震化に係る取り組みや目標等を位置付け、その

進捗状況について、毎年度把握・評価するとともに、必要に応じて見直しを行い、充実・改善を図ります。

## （２）防災上重要な市公共建築物の耐震化の取り組み方

日光市地域防災計画に定める防災上重要な市公共建築物は、災害時の救援・救護などの応急対策活動の拠点となる施設であり、その機能を確保し維持するため、十分な耐震性が求められます。

また、避難所等の機能を有する建築物などは、非構造部材(天井材、ガラス等)の耐震性も求められます。

○ 公共施設マネジメント計画に基づく、公共施設適正化に向けた改善方針の中で示されている、「施設長寿命化と安全性の確保」により、今後も存続させることとする防災上重要な公共建築物について、計画的に耐震診断・改修を行う事とし安全性を確保していきます。

## （３）民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化

建築基準法１２条<sup>※１</sup>に基づく定期報告制度では、特殊建築物の所有者は、有資格者により、建築物の調査を行い、結果の報告を義務付けしています。この調査には、耐震関連の状況調査も含まれており、この制度を活用し、建築物の耐震化の状況把握を行うと共に、所有者等に対し、耐震化への啓発を行います。

## （４）要緊急安全確認大規模建築物の耐震化

本市では平成２６年度から要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対して、国の耐震対策緊急促進事業及び栃木県の特定建築物等耐震改修助成事業と協調し、「日光市民間特定建築物耐震対策緊急促進事業」により、耐震化に必要な経費の一部助成を実施し、耐震化の促進を行っており、引き続き国、県と連携しながら、耐震化に必要な経費の一部を補助し促進します。

---

※１ 特殊建築物(不特定多数のものが利用する建築物)で、特定行政庁が指定する建築物の所有者は、当該建築物の構造等の状況について、資格者(建築士等)による点検を定期的に行い、特定行政庁に、結果を報告することが義務付けられている。

## V 耐震化に係る総合的な施策

### 1. 普及・啓発・指導

- 本市では、建築物を所有されている方々に対し、耐震化を進めることが、自らの生命、財産を守ることができるとともに、地域の防災性の向上にもつながり、減災を目指すことの重要性を理解していただくために、建築物の耐震化への意識の啓発を継続的に進めていくとともに、耐震改修促進法の改正に伴い、診断義務化建築物の所有者の方に対し、耐震化促進を図るため、必要な指導を行います。

#### (1) 相談体制及び情報提供の充実

##### ① 相談体制の充実

栃木県と連携した、相談体制の充実に努めます。

##### ② 市民向け講座の開催、講師の派遣

耐震診断・耐震改修の重要性について、多くの市民に理解していただけるよう「ひかりの郷にっこう出前講座」を活用し、耐震化に係る情報の提供に努めます。  
また、リフォームに併せた耐震改修が進むよう積極的に情報の提供を行います。

##### ③ 広報活動の充実

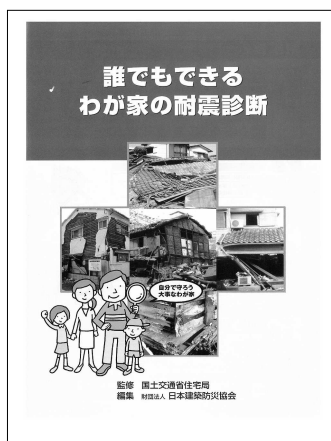
「広報にっこう」や市のホームページを活用して、耐震診断・耐震改修の必要性や市の支援制度等の周知を積極的に行います。

##### ④ 耐震普及ローラー作戦の実施

市職員、県職員、耐震アドバイザーが一体となり、直接ご自宅に訪問し、耐震化の必要性等を普及します。

##### ⑤ 簡易耐震診断法の普及

市民自身が手軽に行える簡易耐震診断法のパンフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」(国土交通省住宅局監修)を活用しながら、木造住宅の耐震診断の普及を図ります。

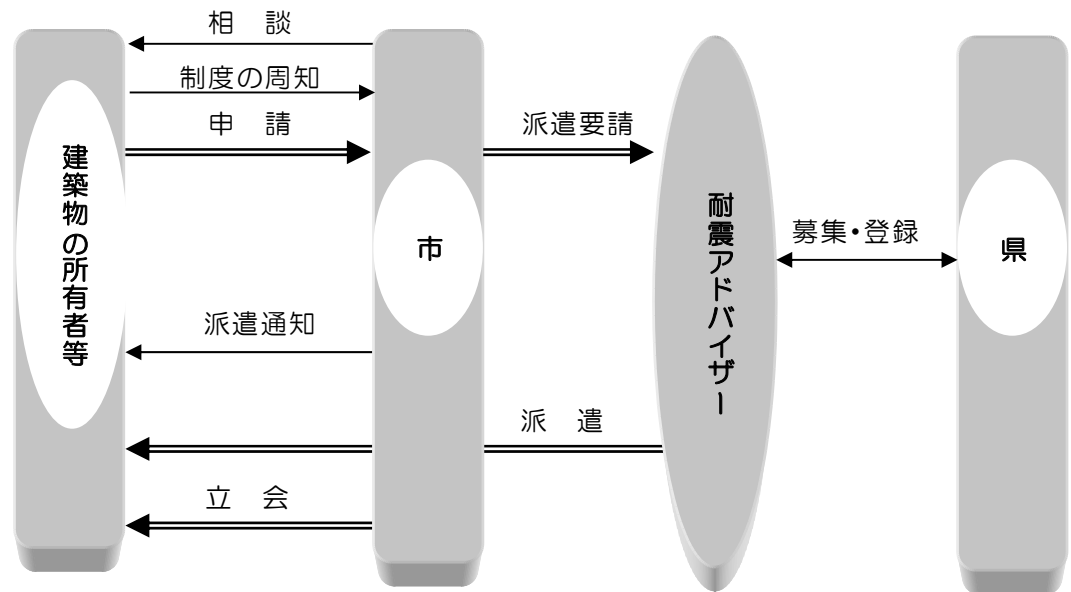


## ⑥ 耐震アドバイザー登録制度の活用

県の耐震アドバイザー登録制度を活用し、市民が、耐震診断・耐震改修について正しく理解することができるよう努めます。

※ 耐震アドバイザーの派遣に係る費用については、市が負担しますので、建築物の所有者等は、無料でアドバイスを受けることができます。

### 【派遣制度の流れ】



### 【耐震アドバイザー】

- 建築物の耐震診断・耐震改修に関する技術的助言をする者として、次の資格者のうち栃木県知事が行う講習を終了した者で認定申請をした者をいいます。  
受講資格者
  - ・ 建築士法による建築士（木造・1級・2級建築士）
  - ・ 建築物の設計、工事監理又は建築行政に関する実務経験年数が10年以上である者
  - ・ 県内に在住し、又は在勤する者
- 耐震アドバイザーは、原則として営業活動はできません。
- 耐震アドバイザー派遣事業は、栃木県建築物耐震改修促進計画の期間が終了するまでになります。

## （２）改正耐震改修促進法に基づく指導

○ 改正耐震改修促進法により、要緊急安全確認大規模建築物について耐震化の状況を市のホームページにより公表し、建物の安全性の評価について情報を提供しています。この中で、耐震化の図られていない建物所有者に対し、引き続き耐震化による安全性の確保について指導を行います。

## 2. 耐震化に対する支援策

市は、建築物の耐震化を促進するため、次の支援策を実施します。

### (1)－1 木造住宅耐震化促進事業

○耐震性を有しない木造住宅の解消を早急に図るため、耐震改修等に要する費用の一部を補助し耐震化を促進します。

### (1)－2 民間特定建築物耐震対策緊急促進事業（要緊急安全確認大規模建築物）

○耐震診断の義務付け対象建築物である要緊急安全確認大規模建築物で耐震診断において、耐震性が無いと判定された建築物の所有者に対して、国、県と連携しながら、改修工事に必要な経費の一部を補助し耐震化を促進します。

### (2) 耐震アドバイザー派遣事業

市民が安心して耐震化に取り組めるように、耐震診断・耐震改修に関する専門知識を持つ耐震アドバイザーの派遣を栃木県と協調しながら、継続実施します。

○ 支援内容

県に登録している耐震アドバイザーの派遣に要する費用を全額負担します。

### (3) その他（耐震改修に係る税制）

一定の耐震改修工事を行なった方は、所得税や固定資産税等の減税措置を受けることができます。 詳細は、国土交通省のホームページをご覧ください。

参考：国土交通省ホームページ

( [https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000025.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000025.html) )

### 3. 総合的な安全対策

#### (1) 建築物本体以外の地震対策

##### ① 住宅の寝室等、重要居室の耐震化対策

地震は、時と場所を選ばないことから、もっとも無防備な就寝中に発生することもあります。そうした場合、建物が倒壊しても身の安全が図れる空間があれば被害を軽減することができます。

本市では、震災時における建築物の倒壊等による被害から、人命を守るという目的において、使用頻度の高い部屋の耐震化や、耐震ベッドの設置に際し、助成制度を行なっております。

これらの情報を積極的にお知らせし、住宅全体の耐震改修に先立つ当面の応急的な地震対策として、寝室の耐震化の有効性について普及啓発します。

##### ② 家具等の転倒防止対策

近年、家具や家電が大型化・重量化する傾向にあり、地震の際にそれらの転倒・落下等による被害の発生もあります。

本市では、高齢者の方々や、体の不自由な方々など、災害弱者の方に対し、地震発生時の家具の転倒事故防止を図るため、器具等の取り付けを支援しており、災害を軽減する応急的な防止策として有効であるため、継続実施します。

##### ③ 窓ガラス等の落下防止対策

本市では高層建築物の数は比較的少ないものの、宿泊施設や観光施設などに大きな開口を持つ建築物が見られます。また、大空間のホールや宴会場などを持つ建築物もあります。

地震の際に窓ガラスや天井が落下し被害が発生する可能性があることを建築物の所有者等に注意を喚起し、落下防止対策を講じるよう啓発に努めます。

##### ④ ブロック塀等の転倒防止対策

ブロック塀や石積等は、地震時に倒壊することで歩行者への被害が発生する恐れがあり、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、倒壊したブロック塀の下敷きとなった歩行者が死亡する事故が発生しております。

それらの危険なブロック塀等の所有者等に倒壊の危険性を周知するとともに、日頃の点検の必要性を啓発し、補強や改修の方法について技術的な助言を行います。

また、市内の通学路、一般通行の用に供する道路等に面する、危険なブロック塀等の撤去費用の一部を国及び県と連携して助成を行い、安全性の確保を図ります。

⑤ 市街地における建物の倒壊防止対策

更新予定のない旧耐震基準の住宅は、将来的に管理者が不在になる可能性が高く、それらの住宅が老朽化した時には、災害時において通行者や周囲に危険を及ぼす可能性が高くなります。それらの危険な住宅の所有者等に倒壊の危険性を周知するとともに、国及び県と連携しながら市街地の避難路沿道等に面する、旧耐震基準で倒壊のおそれのある住宅の除却費用の一部を助成する補助制度の創設を検討します。

(2) 耐震化の促進に資する施策

① 地域住民との連携

住宅や建築物の耐震化は、震災に強いまちづくりの一環として、「防災・減災」という観点から、市民と市がそれぞれの役割を果たしながら協働して進めていくことが不可欠です。

そのため、耐震診断や耐震改修に関する普及・啓発については、自治会をはじめ、自主防災組織などの地域活動団体と市の意見交換の機会充実に努め、耐震診断・耐震改修の促進について協力し合う体制づくりに努めます。

② 関係機関との連携

栃木県および建築関係団体との連携を図り、情報交換や助言を得ながら、耐震診断・耐震改修を促進します。



|       |
|-------|
| 資 料 編 |
|-------|

|    |   |                                 |         |
|----|---|---------------------------------|---------|
| 資料 | 1 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋)・・・・・・・・・・ | P24～P25 |
| 別表 | 1 | 特定既存耐震不適格建築物一覧表・・・・・・・・・・       | P26～P27 |
| 資料 | 2 | 市域における緊急輸送道路一覧・・・・・・・・・・        | P28     |
| 資料 | 3 | 栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画図・・・・・・・・・・    | P29     |

【資料 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）】

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係

る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 附 則

### （要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。

以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

「別表 1 特定既存耐震不適格建築物一覧表」

| 用 途                                     |                            | 特定既存耐震不適格建築物(法 14 条)<br>※ 1              | 指示対象となる<br>特定既存耐震不適格建築物(法第<br>15 条) ※ 2 | 要緊急安全確認<br>大規模建築物(附<br>則第 3 条) ※ 3      |
|-----------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 学校                                      | 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校 | 階数 2 以上かつ<br>1,000 ㎡以上<br>(屋内運動場の面積を含む。) | 階数 2 以上かつ<br>1,500 ㎡以上<br>(屋内運動場の面積を含む) | 階数 2 以上かつ<br>3,000 ㎡以上<br>(屋内運動場の面積を含む) |
|                                         | 上記以外の学校                    | 階数 3 以上かつ、<br>1,000 ㎡以上                  |                                         |                                         |
| 体育館（一般公共の用に供されるもの）                      |                            | 階数 1 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                   | 階数 1 以上かつ<br>2,000 ㎡以上                  | 階数 1 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                  |
| ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設          |                            | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                   | 階数 3 以上かつ<br>2,000 ㎡以上                  | 階数 3 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                  |
| 病院、診療所                                  |                            | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                   | 階数 3 以上かつ<br>2,000 ㎡以上                  | 階数 3 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                  |
| 劇場、観覧場、映画館、演芸場                          |                            | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                   | 階数 3 以上かつ<br>2,000 ㎡以上                  | 階数 3 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                  |
| 集会場、公会堂                                 |                            | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                   | 階数 3 以上かつ<br>2,000 ㎡以上                  | 階数 3 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                  |
| 展示場                                     |                            | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                   | 階数 3 以上かつ<br>2,000 ㎡以上                  | 階数 3 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                  |
| 卸売市場                                    |                            | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                   |                                         |                                         |
| 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗                  |                            | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                   | 階数 3 以上かつ<br>2,000 ㎡以上                  | 階数 3 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                  |
| ホテル、旅館                                  |                            | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                   | 階数 3 以上かつ<br>2,000 ㎡以上                  | 階数 3 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                  |
| 賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舎、下宿                    |                            | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                   |                                         |                                         |
| 事務所                                     |                            | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                   |                                         |                                         |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの        |                            | 階数 2 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                   | 階数 2 以上かつ<br>2,000 ㎡以上                  | 階数 2 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                  |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの |                            | 階数 2 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                   | 階数 2 以上かつ<br>2,000 ㎡以上                  | 階数 2 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                  |

|                                                              |                                              |                        |                                                                  |
|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 幼稚園、保育所                                                      | 階数 2 以上かつ<br>500 ㎡以上                         | 階数 2 以上かつ<br>750 ㎡以上   | 階数 2 以上かつ<br>1,500 ㎡以上                                           |
| 博物館、美術館、図書館                                                  | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                       | 階数 3 以上かつ<br>2,000 ㎡以上 | 階数 3 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                                           |
| 遊技場                                                          | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                       | 階数 3 以上かつ<br>2,000 ㎡以上 | 階数 3 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                                           |
| 公衆浴場                                                         | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                       | 階数 3 以上かつ<br>2,000 ㎡以上 | 階数 3 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                                           |
| 飲食店、キャバレー、料理店、<br>ナイトクラブ、ダンスホールそ<br>の他これらに類するもの              | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                       | 階数 3 以上かつ<br>2,000 ㎡以上 | 階数 3 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                                           |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行<br>その他これらに類するサービス<br>業を営む店舗                   | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                       | 階数 3 以上かつ<br>2,000 ㎡以上 | 階数 3 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                                           |
| 工場（危険物の貯蔵場又は、処<br>理場の用途に供するものを除<br>く）                        | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                       |                        |                                                                  |
| 車両の停車場又は船舶若しくは<br>航空機の発着場を構成する建築<br>物で、旅客の乗降又は待合の用<br>に供するもの | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                       | 階数 3 以上かつ<br>2,000 ㎡以上 | 階数 3 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                                           |
| 自動車車庫その他の自動車又は、<br>自動車の停留又は、駐車のため<br>の施設                     | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                       | 階数 3 以上かつ<br>2,000 ㎡以上 | 階数 3 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                                           |
| 保健所、税務署、その他これに<br>類する公益上必要な建築物                               | 階数 3 以上かつ<br>1,000 ㎡以上                       | 階数 3 以上かつ<br>2,000 ㎡以上 | 階数 3 以上かつ<br>5,000 ㎡以上                                           |
| 危険物の貯蔵場又は処理場の用<br>途に供する建築物                                   | 政令で定める数量<br>以上の危険物を貯<br>蔵し、又は処理する<br>すべての建築物 | 500㎡以上                 | 階数 1 以上かつ<br>5,000 ㎡以上<br>（敷地境界線か<br>ら一定距離以内<br>に存する建築物<br>に限る。） |

※ 1 特定既存耐震不適格建築物

法第 14 条第 1 項により一定規模以上の旧耐震基準で建築されている特定建築物の所有者は、耐震診断・耐震改修の実施の努力義務がある。

※ 2 指示対象となる特定既存耐震不適格建築物

法第 15 条第 2 項により指導・助言の対象建築物のうち、一定規模以上の建築物で必要な耐震診断・耐震改修が実施されていないと認める場合は、所有者に対して必要な指示をすることができる。

※ 3 要緊急安全確認大規模建築物

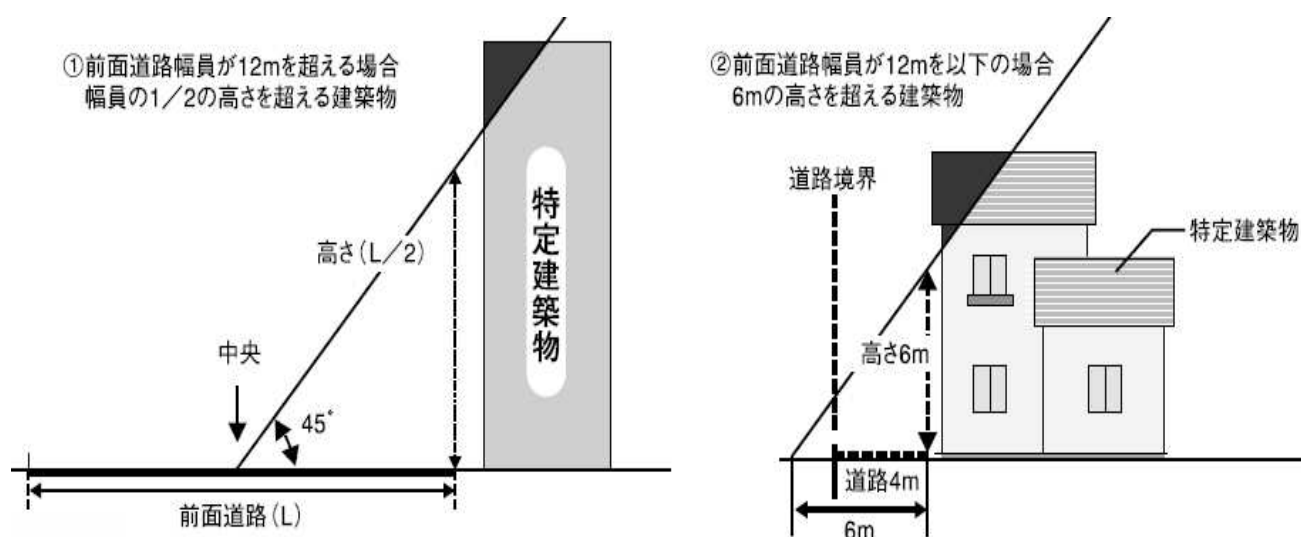
附則第 3 条により、一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物の所有者は、安全性を確認するうえで、特定行政庁に対し、耐震診断の結果を平成 27 年 12 月 31 日までに報告する義務がある。

【資料 2 市域における緊急輸送道路一覧】

| 区 分   | 路 線 名          |
|-------|----------------|
| 第 1 次 | 有料道路 日光宇都宮道路   |
|       | 国道 119 号       |
|       | 国道 120 号       |
|       | 国道 121 号       |
|       | 国道 122 号       |
|       | 国道 461 号       |
| 第 2 次 | 国道 121 号 例幣使街道 |
|       | 県道青柳日光線 霧降高原   |
|       | 主要地方道宇都宮船生藤原線  |
|       | 主要地方道川俣温泉川治線   |
| 第 3 次 | 有料道路 藤原塩原線     |
|       | 国道 120 号 いろは坂  |
|       | 国道 400 号       |
|       | 主要地方道大沢宇都宮線    |
|       | 主要地方道鹿沼日光線     |
|       | 主要地方道川俣温泉川治線   |
|       | 主要道路藤原宇都宮線     |
|       | 主要地方道鹿沼足尾線     |

(日光市地域防災計画資料編第 14 輸送関係より抜粋)

【地震発生時に通行を確保すべき道路に面する建築物とは】



○前面道路の幅員が12mを超える場合 → 幅員の1/2の高さを超える建築物

○前面道路の幅員が12m以下の場合 → 6mの高さを超える建築物

【資料 3 栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画図】

## 栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画図

平成9年3月策定

